

ふたつの定家本源氏物語と三条西家本

―付、実隆文明本の転写本としての紅梅文庫旧蔵本紹介―

上野 英子

現在、私たちが、この目で確認できる藤原定家の源氏物語は二つある。一つは青表紙原本とされてきたところの、前田家尊経閣文庫蔵柏木巻を代表とする諸帖であり、もうひとつは個人蔵国宝『藤原定家自筆源氏物語奥入』に散見するごく僅かな残存本文である。いまそれぞれの書型から、前者を「四半本」、後者を「六半本」と仮称して稿者なりの見通しを述べるならば、現存する青表紙諸本間にみられる本文の揺れは、ふたつの定家本が共に青表紙本として伝わっていたこともその一因ではなかったかと考えている。

これらふたつの定家本が後代に残っていたと思われる足跡については、既に別稿で検証してみた⁽¹⁾。よって本稿では次に掲げる(一)(二)の事柄を確認した上で、(三)として「六半本」に極めて近い紅梅文庫旧蔵本(以後、紅梅本と略)を、実隆文明本(散逸)の転写本として紹介したい。因みにこの紅梅本は、かつて池田亀鑑が「日高氏蔵の古写本」として「日高氏蔵本によれば、実隆の書写した本があり、その本文はなほ純粹な青表紙本の特性を伝へてゐた」⁽²⁾と評した本の一本である(紅梅文庫の蔵書印があるため本稿ではかく仮称しておくが、該書が日高氏本そのものである

かどうかは不明)。また実隆文明本とは三条西実隆が文明年間に作成し、彼の最初の家本となった源氏物語のことで、その成立経緯については前稿で詳述しておいた³⁾。これまで散逸したとみられていた文明本(ないしは、池田の言う日高氏蔵の古写本)のほぼ全容が、紅梅本を通じて再現できるものと思われる。

(一)「四半本」「六半本」の成立について、研究史

(二)三条西家本と「六半本」の関係について

(三)紅梅文庫旧蔵本の紹介

第二節 「四半本」「六半本」の成立について、研究史

(一)池田亀鑑説

文献学者の究極の夢は原本の再建にある。池田亀鑑は『源氏物語大成』(以下、『大成』と略)のなかで

青表紙本は河内本に比して本文をみだりに改めず、伝来のままに尊重する態度をとつてゐる。このことは定家の性格に由来するものと思はれる。と同時にまた父俊成の庭訓・薰陶に負ふところも多いであらう。古人の言によれば俊成の本と定家の本との間にはさしたる相違はなかつたとのことであるが、また他面細微にわたつては必ずしも同一でなかつたとも言つてゐる。(七七頁)

として、河内本に対する青表紙本の優位性を指摘し、『大成』校異篇では「純粹な青表紙本本文」として大島本をその底本に掲げている。このように池田文献学が青表紙本を重要視したのは、定家は「本文をみだりに改めず、伝来のままに尊重する態度をとつてゐる」と判断していたからに他ならない。換言するならば、青表紙本を追求することは、紫式部と同時代だった藤原行成自筆本（俊成が比較したという）へと繋がっていくかもしれない。さらには原本そのものにも肉薄しうる可能性を秘めているからである。二十一種類の本文を用いて二十二本目のまったく新しい本文を作り出してしまった河内本の場合、その可能性は完全に断たれているが、ある一本を忠実に書写したとみられる青表紙本ならば、すくなくともその可能性は皆無では無い；、そんな〈夢〉が根底にあつてのことだろう。その〈夢〉を喪えば、青表紙本は河内本・陽明文庫本・保坂本といった鎌倉期諸写本のなかのただの一本に過ぎなくなるからである。

ともあれ、先ずは池田亀鑑の説く青表紙本論と忍耐強くじっくり向き合う必要がある。青表紙本について、池田は次のように定義していたのであつた。

「青表紙本」といふのは、藤原定家が家の本とした一証本を指すのであつて、その名称は表紙の色によるものだろう。但し青表紙をつけたのは少し時代が下り、鎌倉時代の中期から末期にかけてのことではなからうか。「青表紙」の名が定家所持の証本の名として文献に現れるのもほぼその頃からで、源氏六帖抄・河海抄などがこれである。もし延慶両御訴陳状の本文が信ぜられるならば、上記二書にやや先立つといへよう。：(4)

これによれば、青表紙本とは定家が家の本とした一証本のことだが、その名称は定家自身ではなく、後代になって、しかも後補の青色表紙によって付けられたとしていようである。そしてこの青表紙本に関する池田説の要点を稿者

なりに整理してみると、以下のようなになる。

- (一) 定家にとって(証本)と呼べるものは、建久年間に盗まれた本(第一の証本)と元仁二年に作成した本(第二の証本)の二種があったこと。
- (二) 第一の証本を喪って元仁二年本が出来るまでの約三十年間、定家の家に源氏物語は無かったこと。
- (三) 元仁二年本こそは後に(青表紙本)と呼ばれる本であり、この証本を作成して以降、定家はその本文を変えなかつたと思われること。
- (四) 青表紙本の原本が僅かながら現存しており、それは前田尊経閣文庫蔵の花散里・柏木、保坂家旧蔵の早蕨、関戸家旧蔵の行幸、計四帖であること。
- (五) 青表紙原本を臨模したものに東海大学蔵明臨模本の八帖(花散里を除く)、青表紙原本の系列を引くものに平安博物館蔵大島本五十三帖があること。なかでも冊数がまとまって現存する大島本こそは最良の青表紙伝本であること。
↓(四)(五)で挙げた諸本は書型が同じであるため、本稿ではこれらをまとめて「四半本」と仮称する。
- (六) 定家は古人の研究を集成する意思をもっており、自らも勅物を所持本に注記していたこと。これが(第一次奥入)であり、(四)(五)の諸本に記された奥入もこれに該当すること。
- (七) 第一次奥入が転々書写され、世間の誹謗を受けたために、定家はやがて伊行注その他の自注をまとめて、それぞれの帖末に写したろうこと。
- (八) その後定家は(七)の各帖勅物部分だけを切り取り、これらをまとめて一冊の自筆本奥入を作成し、奥書を添え

た。それは出家後のことであり、元仁二年本の成立から数えると、八年以上たってからのことであつたこと。そしてこの奥入を(第二次奥入)と見なすこと。

(九)第二次奥入は個人蔵国宝『藤原定家自筆本奥入』として現存し、そこには十四帖(夕顔・若紫・蓬生・松風・玉鬘・初音・行幸・真木柱・梅枝・藤裏葉・柏木・竹河・早蕨・蜻蛉)の物語本文末尾が、勘物と共に切り取られていること。これを「残存本文」と呼ぶこと。

↓本稿ではこの残存本文および第二次奥入の台座となつた源氏物語本文を、柘形本サイズのその書型から「六半本」と仮称する。

(十) (九)の「残存本文」は定家の自筆では無く、書風・字体・仮名遣いから推しても定家の時代を遡るとは認めがたいこと。かかる本文の台座となつた本(「六半本」)は、元仁二年本(「四半本」)より後の筆写と見られること。ただしそこに加わつた修補や訂正は定家と思われること。

(十一) (九)の「残存本文」を大島本と比較すると、本文異同があること。

(十二) (十二)の異同は、「六半本」が青表紙原本と多少の相違のあつたこと、既に他本と接触し、本文の混成を生じていたことを物語るものであること。

なお「六半本」と「四半本」との前後関係を述べた(十)だが、池田は昭和二十四年と三十一年とでは順序を逆に捉えていたようである。すなわち昭和二十四年では

元來定家自身の注は、家本(これは青表紙本そのものではなく、それ以前のものである)の巻末に記入してあつたが、その本を他人に貸すときに未完成のまま流布したのをおそれて、本文中に書入れてあつた旧注をまとめて

巻末に転載し、これを切り取って別の一冊とした。(『池田亀鑑選集三 物語文学Ⅰ』所収「定家の源氏学」三三三頁)

として「六半本」が先としていたのを、昭和三十一年になると

今右十四帖(稿者注、「六半本」のこと)の残存本文を見ると、それらはいづれも定家の自筆ではなく、その書風・字体・仮名遣等から推しても定家の時代を遡るものとも認めがたい。第一次奥入は家中の小女等をして書かしめ、定家自らも筆を執ったといふことであるが、この本はそれより後の筆写にかかるものではなからうか。但しこれについて明証がないのは甚だ残念である。(『大成』所収「資料としての第二次残存本文」一〇四頁)

とされているからである。理由は不明だが、この問題がそれだけ池田を悩ませていたろうことは想像できよう。おそらく問題を難しくしたことの一つに、これらに関する定家自身の説明が、

I 『明月記』元仁二年(一二二五、四月二十日に嘉祿と改元)二月十六日の記事

II 個人蔵国宝『藤原定家自筆本奥入』に記された奥書

の僅か二つの文章しか残されておらず、しかも漢文で記されたこれらの文章が、それ自体様々な解釈の余地を内包するものだったからだろう。実際、右の十二項目のうちの(一)～(三)は(I)、(六)～(十二)は(II)を読み解いての判断である。

定家の日記『明月記』に源氏物語に関する記事はごく僅かしかないが、その中の一つが(一)の記事である。当時六十四歳になっていた定家が、それまで家中の小女たちに書写させてきた源氏物語五十四帖が遂に完成したためだろ
う、各冊の外題を記し、感慨を述べたものである。次にその原文と、それに対する池田説を示しておこう。なお原文には任意に(a) (d)の記号と、傍線を振っておいた。

十六日 天又陰、夕雨降、(a)自去年十一月、以家中小女等、令書源氏物語五十四帖、昨日表紙訖、今日書外題、(b)年来依懈怠家中無此物(建久之頃被蓋了)、(c)無証本之間、尋求所々、雖見合諸本、猶狼藉未散不審、(d)雖狂言綺語、鴻才之所作、仰之彌堅、鑽之彌堅、以短慮寧弁之哉…(5)

- 一 定家の許に証本とすべき源氏物語の完本があったこと
- 二 建久年間にその本を人に盗まれたこと
- 三 それ以後嘉祿元年までの三十余年間、家の証本となすべき完本の無かったこと
- 四 去年(元仁元年)十一月より、家中の小女等をして五十四帖を書写せしめ、昨日すなわち嘉祿元年(稿者注 四月に改元したので正確には元仁二年)二月十五日に表紙をつけ、今日外題を書いたこと
- 五 右の写本をなした後、所々から本を借りて比較したが、未だ不審を散じ得ない部分が残っていたこと

どうやら池田はへかつて定家の家に証本はあった、それが盗まれ、元仁二年に新たな写本を作った、証本が無かったのもその後も諸本を比較したが、やはり不審は晴れなかったと解釈されたようである。問題は(三)と(五)である。

これは日記の(c)(d)をまとめたものようだが、「右の写本をなした後」とある池田説に従えば、定家は外題を書いた十六日の日記に、後日の活動まで追記したことになる。但し『冷泉家時雨亭叢書明月記』の影印でみるかぎり、この部分が後からの追記という感触は得られず、不自然さは否めない。この点について、阿部秋生は次のように修正する。

定家が、あの青表紙本と思われる証本を作った時のことは、『明月記』に記されている。それによると、定家は、自分は生来懈怠していたものだから、建久のころ所持していた本を盗まれてから三十年ほど、自分の家には『源氏物語』はなかった。それで、昨年来、わが家の女、小女たちに『源氏物語』を書写させて来たが、どうやら出来て外題を書くところまで来たと言う。その後につづけて、「無証本之間、尋求所々、雖見合諸本、猶狼藉未散不審」とそれまでの経過をいう。⁽⁶⁾

阿部の場合、池田とは逆に(c)のくだりを「それまでの経過」と捉えており、これに従えば池田説の時間的な不整合は解消できそうである。

とはいうものの、右にまとめた池田説の根幹は、青表紙原本とみられる四帖の発見、明融本柏木巻が青表紙原本のなかの尊経閣文庫蔵藤原定家自筆柏木巻の臨模本であったことの発見、青表紙原本や明融臨模本八帖と本文の類似した大島本の発見等といった具体的な物証によって強固に支えられており、これらの理論に基づき、その実証として『源氏物語大成 校異篇』が提示されている。そういう意味でこの校異篇は、まさしく池田による、原本への架け橋ともなりうる可能性を秘めた、青表紙本の復元という壮大な試みだったと言えるだろう。

（二）池田説に対する従来の諸説

池田亀鑑はこれを元仁二年に
成立した青表紙原本とした

【図1】

四
半
本

- ・前田尊経閣文庫蔵
「花散里」「柏木」
- ・保坂家旧蔵「早蕨」
- ・関戸家旧蔵「行幸」

明融臨模本
8帖

（桐壺・簞木・
花宴・若菜上・
若菜下・柏木・
橋姫・浮舟）

大島本53帖
（夕霧欠、初音別本、
桐壺・夢浮橋は補写）

第1次
奥入

六
半
本

『定家自筆本奥入』残存本文の台座となった物語本文

残存本文が見られる14帖

（夕顔・若菜・蓬生・松風・玉鬘・初音・行幸・真木柱・梅枝・藤裏葉・
柏木・竹河・早蕨・蜻蛉）

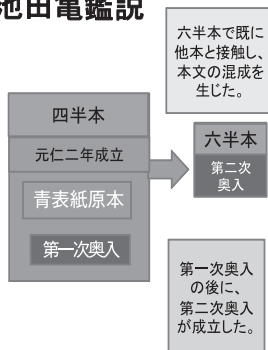
第2次
奥入

自筆本
奥入

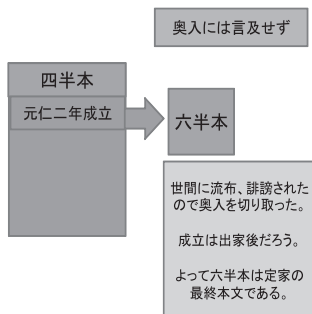
以上、池田説の要点をまとめたところで、以下からは、これら十二項目に
対してその後の研究者らが提出してきた代表的な異論を紹介する。

なお論者によって種々の呼び名が交差していて紛らわしいため、本稿では
現存する定家本を「四半本」「六半本」という仮称を用いてまとめた。上に掲
げた【図1】のように、「四半本」とは、池田によって青表紙原本と認定された
定家自筆本四帖・明融臨模本八帖・大島本五十三帖を指し、「六半本」とは『定
家自筆奥入』の台座となった本文をいう。「四半本」は大半の巻末に当該巻の勘
物（奥入）を有するが、「六半本」はその後定家によって巻末の勘物が切り取ら
れ、一括されて奥入のみ別冊仕立てとなっている。池田は前者掲載の奥入を「第
一次奥入」、後者のそれを「第二次奥入」とした。だがこの順序については異論
も出ているため、本稿では後者の奥入は「自筆本奥入」と呼ぶことにする。

池田亀鑑説



片桐洋一説



前二〇〇一年、笠間書院所収）
 片桐洋一(①)「もう一つの定家本『源氏物語』」(『中古文学』第二六号、一九八〇年一〇月、のち『源氏物語』)

池田(三三)の〈青表紙原本作成以後、定家はその本文をいじらなかつた〉とする部分や、(十二)の〈四半本と六半本との本文異同は、後に写された「六半本」に他本の本文が混成して入ったからである〉とした主張に対しては、片桐洋一(①)が真っ向から異議を唱えた。すなわち、「四半本」と「六半本」とに見られる本文異同こそは定家の源氏物語本文が展開・変化していたことの証しであるとして、むしろ後に作成されただろう「六半本」こそ定家の校訂本文の決定版であるとしたからである。そして片桐は、二つの定家本の本文が同一でないことが証明された以上、定家本諸本を研究して唯一の青表紙原本を復原する現在の試みが如何に不毛であるかを指摘した。両者の対立点を略図で示すと、上記のようになる。

池田文献学によれば、〈青表紙本は不審な箇所は不審なままに、つまり底本に忠実に書写された本文である〉という点こそが、青表紙本最大の特色であった。恣意的な校訂を抛棄したという見通し故に、青表紙本は、二十一種類の本文を用いて二十二番目の全く新しい写本を作り出してしまった河内本よりも、平安時代の古写本に近いのであって、かかる青表紙本原本の再建こそは、紫式部の原本へと繋がっていく可能性を内包するという期待値があり、その分だけ、青表紙本が

ほぼ同時代に成立した河内本より文献学的には優れた本文であることの、理論的な根拠にもなっていたわけである。

この、いわば池田文献学の根幹を支える大きな支柱に対して、和歌研究者として古今集や伊勢物語などさまざまな定家本を扱ってきた片桐は、本文校訂を放棄した定家の姿など想像できなかったのだろう。「四半本」が元仁二年の成立とするならば、そのあと(出家後)にできたらうといい、なおかつ実際に「四半本」とは本文を異にした「六半本」が存在しているわけで、この事実を客観的に判断するならば、「六半本」こそ定家の最終本文とみなすべきとしたのであった。

源氏文献学の金字塔と謳われ、ほぼ定説とまで化していた池田文献学に対するこの反論は、極めて鮮烈で、それ以降の新たな潮流を呼び覚ます契機ともなったようである。ただし片桐は「四半本」「六半本」に掲載されているふたつの奥入については全く言及せず、両本の成立の前後関係についても、池田説をそのまま継承した上での反論に留まっていた。

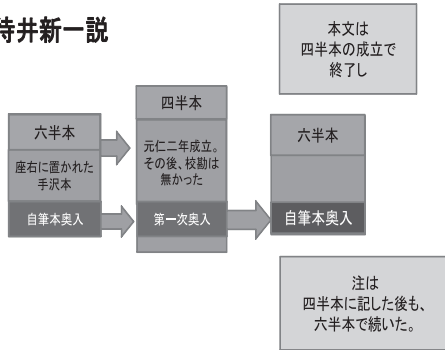
山脇毅⁽²⁾「書評・池田亀鑑博士編著『源氏物語大成』」(『国語と国文学』昭和三二年七月)

待井新一⁽³⁾「源氏物語『奥入』成立考―『定家小本』との関連について―」(『国語と国文学』昭和三五年二月)

待井新一⁽⁴⁾「『源氏物語』と『奥入』―二つの提案をめぐって―」(『和歌文学新論』一九八二年、明治書院)

池田^(六)(八)で説かれたふたつの奥入の成立順序については、山脇毅⁽²⁾や待井⁽³⁾らが、池田説に反論した。ふたつの奥入は、片や「四半本」帖末に記され、片や「六半本」から切り取られたものなので、それぞれの物語本文の成立問題にも密接に結びついている。例えば山脇⁽²⁾はふたつの奥入の成立をめぐって

待井新一説



定家は枳形の写本を座右に置いて、他本によって訂正を加へ、又巻末に注を書いて居た、之を書本として元仁元年二月に清書したのが青表紙本である。

としたが、それらの奥入を有する物語本文の成立にまで言及しているからである。そして山脇は「六半本」が「四半本」の書本となったこと。奥入も自筆本奥入の方が先に成立し、切り取りの時間的な前後は不明なもの、定家は自筆本奥入をもとに青表紙原本の奥に転記したり、小紙片に書いて該当箇所貼り付けたのだろうと説いたのだった。

一方待井新一(③)は、自筆本奥入の成立を山脇よりも長いスパンで捉え直していた。奥入の内部考証と定家の備忘録的な書き付けであるところの『定家小本』の分析により、山脇説を次のように修正・補強しているからである。

〈諸本を参看して校訂作業を始めていた定家は、その傍ら『定家小本』の如き形態において平素覚え書きをとり、妥当性を検討しつつ、枳形本の帖末に注記していった。やがて校訂作業をひとまず終了し、家の証本をつくった。その際か或いはやや後になってか、各帖末に自己の集成した勘物をも、推敲を加えて書きさせた。かくて全帖整備された青表紙証本は秘蔵されたが、他人から借覧を乞われ余儀なく枳形本の方を貸した。すると帖末の勘物まで書写され、広範囲に亘つて伝播し誹謗されるようになった。そこで勘物を切り取り一帖に仕立て直した〉

と。山脇同様に自筆本奥入から「四半本」の奥入が生じたとしたものの、自筆本奥入にはその後も定家の増補訂正が加わり、それが奥入の最終案となったろうと修正したのである。更に待井(④)になると、『異本紫明抄』に見える「定家釈」「定家卿釈」「難義」などの注記は、奥入の成立と深く関わってはいないものの、奥入とは別種のものであつたらうことを加えている。

ただし物語本文に関しては、待井(③④)は一貫して同じ立場を保持している。定家は元仁二年の清書(「四半本」)を以て本文校訂作業を終了したとして、以後「六半本」にはただ勸物のみが増注され、やがて切り取られていったらうとしているからである。この、物語本文については池田説を支持した理由(具体的には「残存本文と大島本文との不一致問題」)について、待井(④)は『明月記』元仁二年の定家の述懐「…雖狂言綺語、鴻才之所作、仰之彌堅、鑽之彌堅、以短慮寧弁之哉…」(狂言綺語と雖も、鴻才のなすところ、之を仰げば彌よ堅く、之をきれば彌よ堅し。短慮を以て寧ろ之を弁せんや)を読む限り、定家にはもはやこれ以上本文校訂を試みるつもりは無かつたようだと読み取り、更には、「四半本」と「六半本」との本文異同は、定家自筆とされている「柏木」や「早蕨」との比較に於いては成立していない(換言すれば、「六半本」の残存本文を、青表紙原本の代用として大島本と比較するから異同が生じたに過ぎない)と指摘したうえで、仮に異同があつたとしても、それは、元仁二年以前に「六半本」に加えられた校訂と、元仁二年の「四半本」成立時になされた校訂との相違とも解釈できるのではないかと、としている。

嘉禄元年源氏物語
書写(64才)

池田利夫説

	定家 年齢	む	ん	け む	けん	ぬ むす	ら む	らん	寛	なむ (係)	なん (係)	なむ (係)	なん (係)	南	合計	
伊達本 古今集	57~ 66	263	0	34	0	5	58	0	56	34	0	22	0	15	487	
嘉禄本 古今集	65	258	0	37	0	2	0	75	0	37	37	0	11	0	30	487
三条西家本 伊勢物語	73	60	42	10	26	0	2	0	18	3	30	43	0	8	0	242
天福本 後撰集	73	158	124	6	41	5	0	9	128	22	7	26	2	31	31	590
文禄本 土左日記	74	23	22	2	3	0	0	0	6	0	2	14	0	3	0	75

72才出家

国宝柏木巻の定家自筆部分 <む・ん>混在 嘉禄元年時の書写ではない

小笠原一(5)「定家自筆本における撥音表記―「奥入」を中心として―」(『國學院雜誌』昭和五十一年一〇月)
池田利夫(6)「藤原定家の撥音識別表記確立と崩壊」(『国語と国文学』一九九五年三月、のち『源氏物語回廊』)
二〇〇九年、笠間書院刊に収録)

(十)で池田亀鑑は「四半本」の後に「六半本」が筆写されたとしたが、この両本の特色および成立の前後に関しては様々な異論が興った。まず表記法の観点から大きな爆弾を投下したのが、池田利夫(6)である。池田利夫は、定家本における撥音表記の様相を三期に分類した小笠原説(5)を更に発展させ、定家本における撥音便表記法の変遷から次のような分析をのべた。

- 1 定家が「ある年代に限っては平仮名文献における撥音識別表記に、細心の注意を払って峻別を実行した」こと。
- 2 「実行した年代の上限・下限ともにおぼろなのは残念」であること。
- 3 定家が「ほとんど無原則に(へん)表記との併用に立ち至った時期は、嘉禄二年、六十五歳の四月から、前節に示した拾遺集の天福元年、七十二歳八月までの七年ほどの間に限定される」こと。
- 4 「小笠原氏も言及されたように、国宝の柏木一帖が自筆部分(四九丁あるうち初めの十一丁五行目まで)に(む・ん)を混在させている」こと。

5よって「これが嘉禄元年（稿者注、すなわち元仁二年）、六十四歳の二月十六日に完成したと明月記が伝える書写本ではあるまい」こと。

それまで誰も異を唱えなかった元仁二年青表紙（四半本）成立説に対し、撥音便表記法の面から初めて持ち上がった反論であり、大いに注目に値しよう。前頁に掲げた表は、池田論文⑥中に提示されたふたつの表を稿者が任意に合させたもの（なかに空欄があるのはそのためである）だが、実に明快な統計結果である。

とはいうものの、池田⑥自身も断っているように、峻別していた時期の上限・下限を何時におくかは、非常に曖昧なのである。池田は冷泉家蔵嘉禄二年古今和歌集（全冊定家書写）において（む・ん）の表記法が峻別され、出家以後、冷泉家旧蔵・安藤積産合資会社蔵天福本拾遺和歌集（全冊定家書写）になるとその区別が無くなっていることから、嘉禄二年を混用開始の上限としたようであるが、この年を以てすっぱりと分断できるものでもないように思う。

第一、歌学の家における勅撰集の書写を、物語のそれと全く同列に考えてよいものだろうか、書写時の緊張感がまるで違っているのではないか、という素朴な疑問がある。撥音表記が峻別されていた勅撰集（古今集）書写の僅か一年前（厳密には二年前か）、しかも五十四帖という実に大部なものであることから「家小女」らとの共同書写を余儀なくされたであろう源氏物語の書写において定家が（む・ん）を混在させたからといって、そのこと一つを根拠に「四半本」の成立を嘉禄元年時ものではないと断定できるのか、整然とした統計結果には賛嘆しつつもその表の読み取り方において、稿者には一抹の不安が拭いきれないのである。

加藤洋介(⑦)「青表紙本源氏物語目移り攷」(『国語国文』七〇・八号、二〇〇一年八月)、

加藤洋介(⑧)「青表紙本源氏物語の目移り」(『国文学 解釈と教材の研究』四四・五、一九九九年四月)

渋谷栄一(⑨)「定家自筆本『奥入』所収『源氏物語』本文をめぐって」(『中古文学』五一、一九九三年五月)

渋谷栄一(⑩)「藤原定家と『源氏物語』校訂(二)——定家自筆本『奥入』所載『源氏物語』巻尾本文における仮名遣訂正——」

(『日本文学論究』五十二、一九九七年三月)

渋谷栄一(⑪)「藤原定家と『源氏物語』校訂——定家自筆本『奥入』所載『源氏物語』巻尾本文における本文校訂——」

(『日本文学の伝統と創造』教育出版センター、一九九七年)

一方、加藤洋介(⑦)は、青表紙諸本間における目移りによる脱文箇所分析から、この問題に参入した。すなわち、現在青表紙本系とされる諸本のなかには、定家筆本系(本稿のいう「四半本」)にのみ共通する脱文があることから、同本が現存するすべての青表紙諸本の原本だったとは考えにくいこと。目移りの字数からみて「四半本」(加藤はこれを青表紙本とする)はそれとは形態の異なる六半本から書写されたらしいこと。青表紙諸本はいずれも定家の許にあった一本(草稿本ないしは校合本)から始まったもので、定家筆本(「四半本」)はその中でもかなり後に成立した一本と思われる、とまとめている。

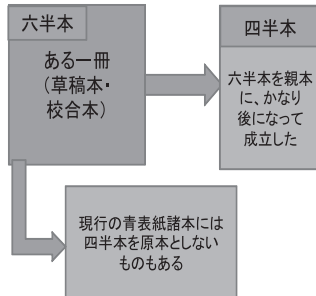
加藤の場合、元仁二年に成立した本がどれか、「ある一冊」が具体的にどちらを指すか、具体的な言及は回避しているものの、行間をよめば、彼が「六半本」から「四半本」への流れを想定していることは明らかだろう。更に加藤(⑧)では、「四半本」は(かなり後に成立した一本である)とした自身の結論が、自筆本奥入が先行するという説や、池田(⑥)

が示すような「四半本の成立時期とも矛盾しないことを言い添えておく」とま
で断っている。どうやら「四半本」の成立を元仁二年よりもっと後だと仄め
かしているようである。

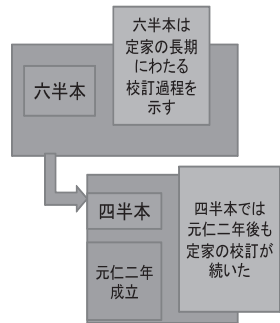
これに対して、渋谷栄一は(9)で、奥人に抄出・引用された源氏物語物語
本文を分析した結果、それらが有異の独自異文をもつこと等から、いわゆる
「六半本」の残存本文は「定家の校訂途上の比較的早い段階における別本の性格
を混じえる本文」だった可能性があると、(10)では、但し「六半本」の残欠本
文は定家の校訂によって定家仮名遣いとして一貫したものになっていること
を指摘し、更に(11)では、残存本文と青表紙諸本との本文異同の結果から、「六
半本」における定家の校訂跡は「長期に亘る校訂過程」を示しており、「四半本」
はその途中段階で書写されらうこと。但し「六半本」が定家の最終本文を示
すのではなく、「四半本」は成立後、内部で校訂を重ねていったために「六半本」
との異同が生じたのだらうとしている。

加藤も渋谷も共に「六半本」から「四半本」への流れを想定しているが、「四半
本」の成立時期については渋谷が元仁二年としているのに対して、加藤は具体的な年号は避けたが、かなり晩年になっ
て、としている点で対立したようである。

加藤洋介説



渋谷栄一説



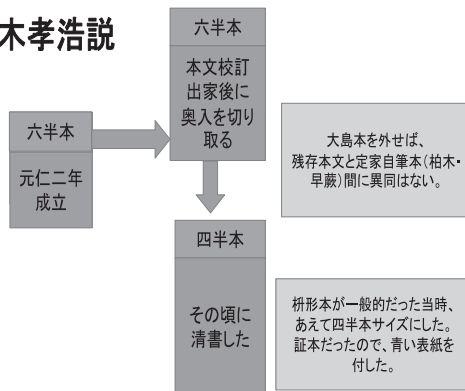
佐々木孝治(12)「二つの『定家本源氏物語』の再検討―「大島本」という窓から二種の奥入に及ぶ―」(中古文学会関西部会編『大島本源氏物語の再検討』二〇〇九年、和泉書院)

これに対して書誌学からの視点も導入して、加藤説を更に鮮明に推し進めたのが、佐々木孝治(9)である。先行説を承けて「六半本」から「四半本」への流れを支持した彼は、更に一歩すすめて、元仁二年に成立したのは「六半本」の可能性が強いと主張した。既に仄めかされていたことではあったが、実際に元仁二年の『明月記』の記事を「六半本」に結び付けたのは佐々木が最初かと思われる。

なるほど、「六半本」の残存本文(本行部分)はすべて女手で、尊経閣文庫蔵柏木巻の右筆書写部分とは随分おもむきを異にしている。そういう意味では「家中小女等」に書写させたという『明月記』の記事とも合致する。だがその一方で気になる点がないでもない。

例えば『明月記』の記事は建久年間に盗まれて以来三十余年ぶりに、ようやく家の証本ができたという感慨を綴ったものだが、「六半本」がこの時のものだとすると、池田利夫が『自筆本奥入』の本文料紙について「紙質・厚薄・寸法にいささかの相違がある」と報告している点が気にかかる。三条西家の揃い本の場合は紙質が均等だが、定家の家本はそうではなかったのだろうか。

佐々木孝浩説



また日記のなかの「雖狂言綺語、鴻才之所作、仰之彌堅、鑽之彌堅、以短慮寧弁之哉」の解釈もそのひとつだろう。池田亀鑑や待井(④)などはこの文言をもって、ようやく完成した家本に対して、定家は、疑問は疑問として本文はそのままに、校訂する意思は無かったようだと読み解いていたが、「六半本」には「四半本」に比べてかなりの訂正加筆が加わっており、日記の文言から承けるイメージが実際の「六半本」と大部かけ離れているからである。それに対して佐々木は「こうした書きぶりは定家の常套文句の様なもので、必要以上に深読みすることは危険である」と釘をさしている。では「四半本」についてはどうか。佐々木は、「四半本」のなかの柏木・早蕨(池田亀鑑によって青表紙原本とされた伝本)と、「六半本」との間には異同が認められないことから、もともと両本はかなり近い本文を有していたとした上で、「四半本」は定家の七十才代に家の証本とする為に清書された、更にいうならば「自筆本奥入」の奥書が記された期間中に作成された可能性もあるとしている。

(三)本稿の立場

従来の諸説を、特に「六半本」と「四半本」との先後関係を中心にまとめてみたのが次頁の表である。この表では池田(⑥)加藤(⑦⑧)渋谷(⑨⑩)などは割愛したが、この三氏もまた待井・佐々木と同様に「六半本」から「四半本」への流れを想定し、かつ最終稿である「四半本」をもって定家の証本すなわち青表紙本とみており、どうやらこのあたりでも池田亀鑑説は昭和の研究者等によって修正されてきたようである。

すると問題は、その草稿本となった「六半本」の成立を何時の時点におくかということになるが、それには、『自筆本奥入』本文料紙を再調査してみる必要があるだろう。また光行本との関係、すなわち定家が家本と光行本(平瀬家

本横笛巻奥書によれば、貞応二年（一二二二）には本文書写後の校合を完了したようである」とを校合するよう厳命したという阿波文庫本『原中最秘抄』の奥書をどう解釈するか等、気がかりな点が残っているため、本稿での明言は控えたい。ともあれ、これら諸説を承けて青表紙本に対する稿者の考えをまとめておくと、以下のようになる。

（一）定家本は校訂本文であること。

（二）草稿本（六半本）をもとに、ある時期、清書本（四半本）ができたこと。

（三）「六半本」と「四半本」とはかなり近い本文とはいえ、それでも加藤（⑦）にみられるように、異同が皆無では無かったこと。

（四）巻末を切り取られて以後、「六半本」は補修されて「四半本」ともども定家の家に伝わったろうこと。おそらく「四半本」は家の証本として秘蔵しておき、断り切れない貴顕からの借用依頼については補修後の「六半本」で対応するつもりだったのではあるまいか。

（五）定家の没後、「六半本」は『自筆本奥入』とセットになって貸し出されることもあったろうこと。

（六）「四半本」と「六半本」には共に定家の筆が入っていたことから、それぞれが青表紙本として後世に伝わっていったろうこと。

和 暦	建久年間 (1190~ 1198)	元久二年 (1205)	嘉禄元年 (1225)	天福元年 (1232)	仁治二年 (1241)
定家年齢	29~37才	44才	64才	71才	80才
事件	家本盗まれる	勅により 源氏和歌を 撰出	源氏物語 完成	出家	死没
			新家本の成立	この間に、自筆本奥入出現 それ以前に六半本完成、流布	
池田亀鑑・ 片桐			四半本	六半本	
待井		六半本	四半本		
佐々木			六半本	四半本	

右の六項目のうち、(五)(六)については別稿(注1参照)で述べたので、本稿では(一)についてのみ補強しておく。個人蔵国宝『藤原定家自筆本奥入』の奥書には、「六半本」から奥入部分だけを切り取って一冊にした経緯について、定家自身の筆で次のように記されている。

此愚本、求数多旧手跡之本、抽彼是用捨、短慮所及、雖有琢磨之志、未及九牛之一毛、井蛙之浅才寧及哉。只可招嘲弄、纔雖有勘加事、又是不足言、未及尋得、以前依不慮事北惠徒、此本披露於華夷、遐邇門々戸々書写、預誹謗云々、雖後悔無詮、懲前事、每卷奥所注付僻案切出、為別紙之間、歌等多切失了、旁難堪恥辱之外無他、向後可停止他見。非人桑門明靜

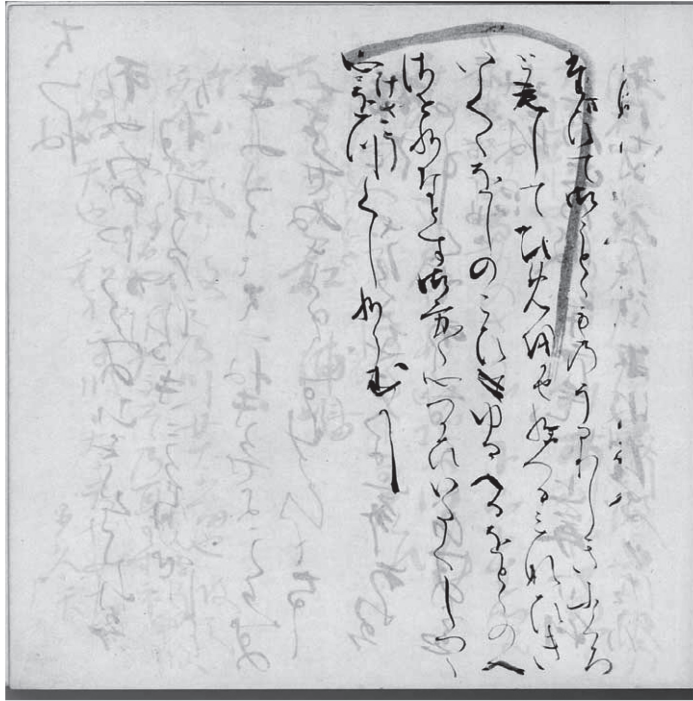
冒頭の傍線部「此愚本、求数多旧手跡之本、抽彼是用捨」を奥入部分のみならず物語本文部分(すなわち「六半本」全体)にまで拡げて解釈すれば、定家はここで校訂本文を作ったことを自ら明言していることになるのではあるまいか。以下理由を述べる。

第一に「此愚本」のくだりを奥入部分に限定して捉える見方もあるが、しかし、ここでは未だ切り取る以前のこと、則ち物語本文と巻末の奥入とが一体になっていた時の事件を述べているのだから、「愚本」は物語本文と奥入とを含んでの発言と解釈できること。

第二に「求数多旧手跡之本、抽彼是用捨」のくだりだが、「用捨」とは本文校訂を意味すると解釈できること。なぜなら『明月記』安貞元年十月十三日条に

日来給置源氏二部、返上空町殿(以家本粗見合用捨其詞)

復刻日本古典文学館『源氏物語奥入』初音巻影印



无」の「无」に「む」と重ね書きしている。これらは墨の色や字形から、他筆者が書写した本行に対して定家が筆を加えたものと思われる。

とあり、この例などは、「室町殿」（九条道家）から預かっていた源氏物語二部に、元仁二年に成立した家本をもって校合し、室町殿の本文を必要に応じて「用捨」（つまり校訂した）と解釈できるからである。

第三に、「六半本」の残存本文中に定家自筆の訂正・加筆が認められるということ。例えば、上に掲げた初音の影印でみてみよう。①行目は途切れて読めない。残存本文への加筆は、②行目の行頭「たひて」の傍書「万（ま）」、③行目行頭「と无」の「无」に「毛（も）」と重ね書き。同じく③行目「給へる」の「給」に一部加筆（あるいは汚れか）。④行目「こひて」の「て」を太い二本線で抹消。「ゆるへる」の「へ」、「をと、のへ」の「へ」に一部加筆。⑤行目に加筆はなく、⑥行目「心」の上に黒点、その下に補入記号と「けさう」の傍書、同じく⑥行目「給ら

さらに⑥行目の補入「けさう」は、同じく定家の筆のようだが、「心」の上に加えられた黒点をはじめとして、それまでの訂正加筆とは墨色が異なっている。むしろ残欠本文全体に引かれた抹消線と同じ、薄く淡い色あいである。因みに此のくだり、『大成』をもとに残存本文「奥」・明融本「明」・紅梅本「紅」を加えると、諸本は次のように分布する。

イ 心けさう…池慈横書肖紅三明

ロ 心(。けさう)…奥・「大」

ハ けさう…(御大飯宮尾鳳)「麦阿」

ニ 心…「保」

*河内本諸本の略号には()別本には〔 〕印をかぶせている。*大島本初音は別本。

これを見るに、当初は「心」か「けさう」に別れていた本文が、青表紙諸本によって「心けさう」なる第三の本文が生じ、その淵源が自筆本奥入に残る「六半本」だった、とはよめないだろうか。定家は、光行本等の「けさう」とのみある本文に接してその時は「六半本」の本行「心」の頭に点をうち、後に「(。けさう)」を加えたものようである。

ことほどさように、「六半本」には時期を異にした定家の訂正加筆が数多く加わっている。かかる「六半本」をもとに「四半本」(青表紙本)が清書されたということであるならば、青表紙本をして(定家がある一本を忠実に書写させたもの)とは到底認知できないのではあるまいか。

第二節 「六半本」と三条西家本

青表紙本には、もともと「奥入」が記されてあった、これは後代の読者にとっても通念となっていたようである。た

たとえば『孟津抄』『岷江入楚』『源氏弁引抄』には三条西実枝から聞いた話として、次のような逸話が紹介されている。

伊行かしたる奥入にそらこと書加へて青表紙の奥に書入られたるを「奥入」と名付けるそ。此青表紙は定家より為氏まで伝りたるを、ある時為氏見くたひれて、この本を枕にしてそとまろまれたるを、為氏の継母阿仏の見付て、家本を聊爾にすると為家卿へ訴へて取返されたと也。其後又為氏卿へ返しつかはされけるか、阿仏和讒にて「奥入」をはきり出して物かたりの本斗為氏へ返されたといひつたへたるそ、此事三光院内府の物かたりにて侍き。

（『岷江入楚』「諸本異同」項）⁸

阿仏和讒云々はともかく、〈青表紙にはもともとは物語本文の最後に「奥入」が付いていたが、そのあと「奥入」のみ切り出されてしまった〉という認識は、『自筆本奥入』の識語とも合致するといえるだろう。（とはいえ、実枝が『自筆本奥入』を直接披見していたとも思われない。そこに記された定家の識語を読んではいれれば、阿仏和讒等の話など出てくるはずもないからである）。

そのためだろうか、三条西家では源氏物語を作成する時、「奥入」を別冊仕立てにしていたようである。たとえば、『実隆公記』⁹に、

大永元年（二五二二）

十月十六日 源氏本悉出現、自愛々々。

十月二十二日 召大工令作源氏箱。

十二月二日 源氏箱、外居等令塗之。

大永三年(一五二二)

六月九日 粟屋右京元隆、源氏所望事、庭田今日申遣之。

六月十日 奥入表紙出現、昨夕到来。今日書銘入箱。同薰衣香十袋、帥卿遣粟屋右京亮。其趣調書状、同入箱遣之、伝粟屋孫四郎「勝春」。

とある。大永元年十月、実隆は三度目となる家本を完成させており、大永三年にその転写本を希望した粟屋元隆に、「奥入」一冊・薰衣香等を箱に入れ、粟屋勝春經由で届けたようである。また日本大学図書館蔵三条西家本の成立に関する記事に

享祿四年(一五三二)

四月十三日 源氏至竹河卷表紙出現、宇治十帖、奥入又遣了。

四月二十九日 奥入并伊勢物語表紙出来、自愛。

とある。現在日大本に「奥入」は付いていないが(散逸したものか)、実隆の日記から見る限り、当初「奥入」は別冊仕立てで存在していたようである。

興味深いことに、書陵部本・吉川本・日大本・蓬左文庫本など三条西家諸本と評されているものは、いずれも枳形本で、かつ各巻末に「奥入」は付いていない。彼らは、「奥入」が切り出された状態、それがあつた時期以降の青表紙原本

【表1】自筆本奥入との本文異同

巻名	總数	定家本	明融本	大島本	書陵部本	肖柏本	紅梅本	日大本						
夕顔	3	欠	2	2	2	0	1	2	0	0	0	0		
若紫	5	欠	4	4	1	1	2	2	2	2	0	0	0	
蓬生	5	欠	4	3	3	3	1	1	2	2	欠	3	3	
松風	4	欠	2	1	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0
玉鬘	2	欠	1	1	0	0	2	2	0	0	1	1	1	1
初音	3	欠	2	1	1	0	2	1	1	1	1	1	1	1
行幸	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1
真木柱	4	欠	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
梅枝	6	欠	4	4	1	1	4	4	2	2	3	3	2	2
藤裏葉	5	欠	2	1	1	1	3	1	2	1	0	0	0	0
柏木	9	1	0	1	0	6	6	6	6	2	2	2	2	2
竹河	4	欠	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	4	4
早蕨	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0
蜻蛉	2	欠	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2
小計	55		29	24	20	17	28	24	16	16	14	14	18	18

1 残欠本文は訂正後の本文を用いた。
2 対校諸本は当該本の訂正前・訂正後の本文と比較した。

訂正前の異同数
訂正後の異同数

3 「君」「きみ」等、漢字平仮名表記法による異同は、読み方による異同の懸念が無い場合、不採用とした。
4 異文表記があっても本行のみで比較した。

の姿だと認識していたものと思われる。
では三条西実隆は「青表紙正本」（書陵部蔵奥書）「青表紙正本箒木」（『実隆公記』）などと接触したと述べているが、彼が接触できたのは本稿がいうところの「六半本」だったのだろうか。それを確かめるべく、『自筆本奥入』に残る「六半本」の残存本文との異同を調査してみた。上に掲げた【表1】がその結果である。

凡例

- 一、現存する「六半本」の残存本文と重なる青表紙原本は「行幸」「柏木」「早蕨」の三帖だが、「行幸」については 玉上琢爾『源氏物語評釈』を利用し、他はすべて複製・影印ないしは原本で確認した。
- 二、「君」「きみ」といった漢字平仮名による相違は、読みが対立する懸念が無い限り採らなかった。
- 三、「あ」「い」「む」「ん」「さいさう」「さいしやう」といった仮名遣いによる相違は異同として採用した。
- 四、明融本は「柏木」のみ桃園文庫蔵の臨模本で、のこりは山岸文庫本である。
- 五、底本とした「六半本」については、定家の訂正加筆後の本文を用いた。対校した諸本については各々訂正前と訂正後に分けて統計をとった。但し傍書が異文表記だった場合には本行のみで比較し、大島本若紫巻の最終丁についても書風の変化とみて、訂正前からの本文として扱った。

【表2】残存本文(六半本)と諸本間における本文異同の発生率

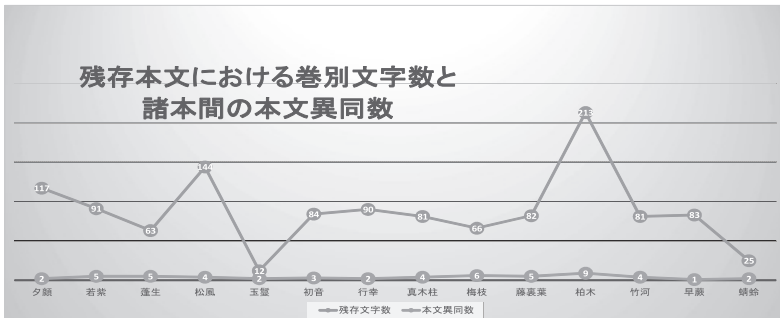
	夕顔	若紫	蓬生	松風	玉鬘	初音	行幸	真木柱	梅枝	藤裏葉	柏木	竹河	早蕨	蜻蛉	計
文字数	117	91	63	144	12	84	90	81	66	82	213	81	83	25	1232
異同総数	3	5	5	4	2	3	2	4	6	5	9	4	1	2	55
発生率%	1.7	5.4	7.9	2.7	16.6	3.5	2.2	4.9	9.0	6.0	4.2	4.9	1.2	8.0	4.4
高順位					①					②				③	
低順位	②						③						①		

この【表1】を分析する前に、【表2】と、それをグラフ化した【表3】で全体像を確認しておこう。まず十四帖のなかでも本文の残留度合い(文字数)が高かったのは、柏木(二二三字)・松風(一四四字)・夕顔(一一七字)だが、文字数の割にこの三帖における諸本間の異同数は少なかったようである。

残存文字数に対して異文発生率が高かったのは、玉鬘(16.6%)・梅枝(9.0%)・蜻蛉(8.0%)・蓬生(7.9%)・若紫(5.4%)等で、逆に低かったのは早蕨(1.2%)・夕顔(1.7%)・行幸(2.2%)となっている。全体平均が4.4%だったことを考慮すると、青表紙原本とされてきた行幸・柏木・早蕨における異文発生率はどれも平均を下回っているようである。

全体像を確認した上で【表1】の分析に入るが、次の【表4】は【表1】から訂正前の対校諸本を「六

【表3】



【表4】「六半本」との本文異同(訂正前の比較)

諸本	定家本	明融本	大島本	書陵部本	肖柏本	紅梅本	日大本
	対象は3巻のみ 行幸・柏木・早 蕨	柏木のみ 臨模	若紫文末 は書風別			蓬生欠	
(I) 残存本文全巻分における本文異同(総数55)							
	1	29	20	28	16	14	18
(II) 蓬生巻を除いた場合の異同数(総数50)							
	1	25	17	27	14	14	15

半本」と比較した結果だけを抜き出したものである。訂正前と訂正後とで統計を別にしたのは、例えば大島本初音巻は別本と認定され、「大成」でも当該巻の底本は池田本に代えられているが、大島本初音巻の「大半の書入れは底本の別本を青表紙本によって校合した結果である」という指摘なども出ているからである⁽¹⁰⁾。

そこで訂正前の諸本を「六半本」と比較してみると、十四帖全体で本文異同は五五例確認できたが、異同数が最も低いのはやはり青表紙原本(「四半本」、【表4】では「定家本」と記載)で、異同は柏木巻の次の一例のみだった。

としふるめきたるもさへ

定家本では連続で記した「るも」の間に「と」を小書きしており、明融臨模本はこれに補入記号を付して脇に「と」と書いている(臨模本の補入記号と傍書の墨色は本行と同じ)。但し訂正後の本文でみると、「六半本」との異同は解消され、「四半本」のなかの定家本三帖と「六半本」間の異同は皆無という結果になる。

この定家本を除けば、肖柏本(一六)・紅梅本(一四)・日大本(一八)といった三条西家諸本の方が、大島本(二〇)や明融本(二九)よりも「六半本」との異同数が少ないことに気がつくだろう。就中紅梅本の異同数が最も少ないようである。

だが紅梅本の蓬生巻は欠本となっており、【表2】によれば蓬生は平均よりも異同発生率が高い巻となっていたのであった。そこで平等を期すために蓬生巻を省いた結果はとみてると、異同総数は五〇となり、諸本の異同数も減少したものの、やはり「六半本」との異同数が少ないのは大島本よりも(肖・紅・日)といった三条西家諸本の方であり、紅梅本が最低値であることに変化は無かった(【表4】Ⅱ参照)。

なお大島本若紫巻の巻末本文はその最末部、すなわち丁を代えて物語本文の最終丁(五九丁表)にあたる次の四行

心やすくうちふるまひへたてなきさま／にふしおきなとハえしもすましき／をこれハいとさまかハリたるかしつ
き／くさなりとおもほいためり

が、それまでの本行とは別筆のようである。当初は後代の補写かと思ったが、藤本孝一「大島本源氏物語の書誌的研究」によれば^①、これと同筆とみられるものに「宿木一帖のみを書いた書写者と脇注朱書書人の奥入の一部や付箋の筆写」が挙げられるといい、最終丁になつて書写者が変わり、かつ書法も変えているためだという。そしてなぜそのような処理をしたのかといえば、例えば蓮華王院経蔵に所蔵されていた伝紀貫之自筆土佐日記(卷子本)を定家が枡形本に書写した際、底本の面影を伝えるべくその一部を枡形本の奥に臨模していたように、定家本若紫もまた親本の書風を臨模しており、大島本はそれを尊重して書法を変えたものだろうという。この四行を後代の補写とみれば、訂正前の大島本の異同数は更に跳ね上がってしまうのだが、当該丁の隠し丁付の様態がその前後と変わっていないこと、この最終本文の後には更に奥入が続いていること、また当該丁の紙質について解題では特に言及されておらず影印のみた限りでは同じようにみえること等から、本稿では大島本書写当初からのものと判断し、訂正前の本文として処理

【表5】「六半本」との本文異同(訂正後の比較)

諸本	定家本	明融本	大島本	書陵部本	肖柏本	紅梅本	日大本
	対象は3巻のみ 行幸・柏木・早 藤	柏木のみ 臨模	若紫文末 は書風別			蓬生欠	
(I) 残存本文全巻分における本文異同(総数55)							
	0	24	17	24	16	14	18
(II) 蓬生巻を除いた場合の異同数(総数50)							
	0	21	14	23	14	14	15

しておいた。

なおこの四行中における奥入残存本文(「六半本」との異同は、文末の「おもほいためり」のみで、当該箇所における諸本の異同状況は次のようになっていいる。

イ おほいためり：奥・書・紅・三

ロ おもほいためり：肖・大・明

(*但し肖「おもほいためり」大「おもほいためり」明「思ほいためり」)

藤本説に従ってこの四行を定家本(「四半本」)における書写の様態を写したものとみるならば、定家の「六半本」と「四半本」とは、ここで明らかに対立していたことになる。

さて【表4】によれば、訂正以前の本文で「六半本」と比較した場合、大島本よりは(肖・紅・日)といった三条西家本の方が異同数が少なく、なかでも最も異同数が少なかったのは紅梅本であった。ところが、これが訂正後の本文で比較した結果(上の【表5】)をみると状況は変化する。(I)の段階では紅梅本が最低値だったものの、蓬生巻を外した(II)になると、大島本・肖柏本・紅梅本が横一列に並んだからである。

このような数値からみると、大島本は当初の「四半本」から、訂正によって「六半本」へと近づいたのかという疑問も生じよう。そこでこの点を確認すべく、個々の事例をみていきたい。例えば残存本文に該当する大島本の本文中、訂正は三例、統計には加えなかったが異文表記が一例ある。次にそれらを挙げてみよう。はじめに奥入の残存本文、その下に大島本、さらにその下に*印を付して大島本の訂正に関する説明を加えておいた。

a あまり―あ廿(まり) *夕顔巻。大島本の訂正は朱筆

b 心(けさう)―心(けさう) *初音巻。大島本は補入の右下に擦り消しの跡(イ■)文字、かすれて読めない)がある

c おきつなみ―奥津ふね(傍書)定本波とあり) *真木柱巻、傍書は朱筆による異文表記

d たな、しをふね―(。た)な、しをふね *真木柱巻

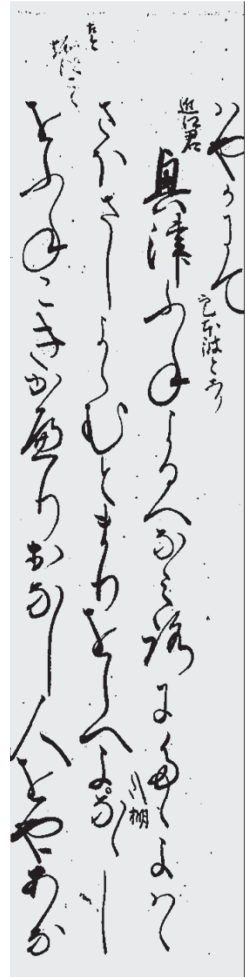
大島本(a)の訂正は、該書に句点・鉤点・濁点などを施した朱筆と同筆である。本行の文字が「左(さ)」か「万(ま)」か紛らわしかったために、朱筆で本行を消して「ま」と訂正したものと思われる。

(b)は前節でも取り上げた例だが、この前後、大島本は

御方く心つかひいたくしつ、心。をつくし給らむかし(大島本)

となっている。本行の「心」だけでも文意は充分に通じるところを、わざわざ「けさう」が補入され、しかも傍書の下には擦り消しの跡(もとの字は墨筆で「イ■」)が認められるのである。

財団法人古代学協会・古代学研究所編『大島本源氏物語』



(c) (d) については、

は上の画像を参照していただきたい。(d)は画像③行目、墨筆で本行に補入記号を付し、「多(た)」と傍書しているが、この

傍書に鉤点を打って上辺余白に「堀江こく」と引き歌を示したのが朱筆、その同じ朱筆が②行目脇の(c)「定本波とあり」の異文表記を施したものと思われる。そして大島本にはそのあと更に墨筆で、「棚」の振り漢字と、引き歌には「古今」の出典名が加えられたようである。ともあれ、(c)でいう「定本」とは無論「定家本」という意味であり、実際「六半本」(自筆本奥入)では「おきつなみ」となっていたのだった。このようにみてくるならば、統計結果のみならず具体的な事例からみても、大島本は「六半本」の系列をひいた本文でもって校合・訂正を加えているという可能性が想定できるようである。

とはいえ、本稿のねらいは三条西家本である。書陵部本を除いた三条西家本の諸本が「六半本」の本文に親しかったことが明らかとなり、就中紅梅本が最も近似していたのだったが、そもそもこの紅梅本とはどういう本文なのか、最後に紹介しておきたい。

第三節 紅梅文庫田藏本

(一) 書誌

・紺無地三帙入り。帙題簽に「源氏物語(三條西実隆本伝写/足利末期古写本)全五十三帖の内 上(中・下)帙」とあり、その筆跡から、月明荘で誂えた帙であることが分かる。但し五十三帖とあるが、実際は五十二帖で、蓬生と若菜上を欠き、総角は元禄十三年の後補である。

・列帖装。四孔。もとの綴糸は紺色か。ほかに後補とみられる白・紫糸も混じるが、少なからざる帖が綴糸の切れたままの状態となっている。

・表紙寸法、桐壺の場合縦18. 0×横18. 4糎。六半本で全冊ほぼ同じ。

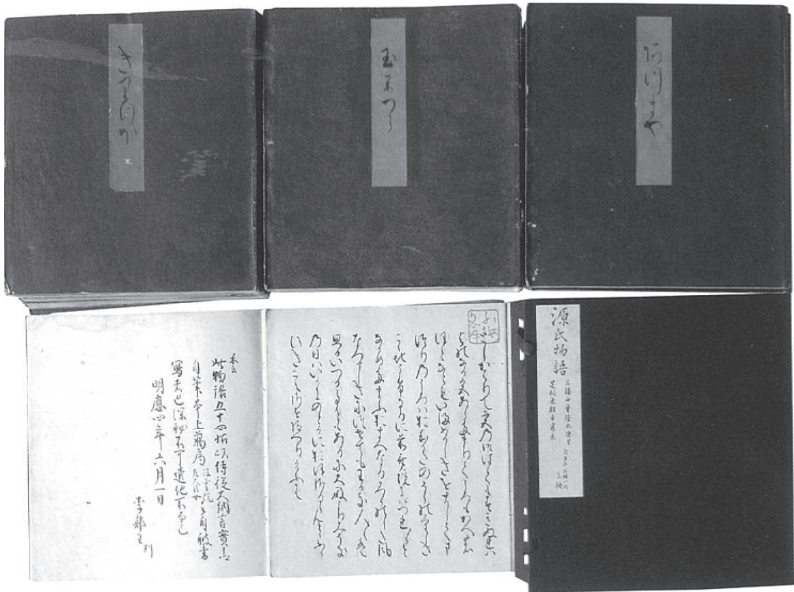
・全冊、紺無地紙表紙で中央に紅色書題簽を押す。桐壺の場合、題簽寸法は縦10. 8×横2. 5糎で「きりつほ」と巻名のみを墨書するが、他も同様。題字は総角巻以外は一筆。また総角以外の各冊には後見返し等に、巻序と巻名を墨書した付箋をもつ。これは題簽を押す前の心覚えと思われる。

・本文料紙は楮斐漉き交ぜで、全冊同じ。総角巻も日焼けの度合いが少ないだけである。

・全冊前遊紙一丁をにおいて二丁表より書写し、片面一〇行、和歌の書式は改行一字下げの分かち書きで、後続の地の文がそのまま続く形式で統一されている。後遊紙も大半は一、二丁で、最大でも三丁(玉鬘と夢浮橋のみ)で収まっている。書式が揃っていること、列帖装だが無駄な後遊紙を置かずにする点で、親本も同じく六半本で、片面一〇行だったものと思われる。

・冒頭部分を確認した限りでは、全冊青表紙本系。但し各帖巻末に奥入は無い。また朱墨両筆による句点・鈎点・本

東京古書会『古典籍展観大入札会目録』平成廿八年より



文訂正・異文表示、稀に読み仮名や注記が加わっている。これらの加筆は総角巻を除く全冊に見られることから、かなり早期からのものと思われる。

・夢浮橋の奥に

本云

此物語五十四帖以待従大納言実一卿

自筆本上臈局(法雲院)左大臣女手自被書

写者也深秘不可遣他所而已

明応四年六月一日

李部王判

の本奥書がある。明応四年(一四九五)時点での「侍従大納言実一卿」は三条西実隆、「李部王」とは伏見宮邦高親王のこと。また「法雲院」/「左大臣」とは、文明十三年十二月から一年ほど左大臣を拝したのちに出家した今出川教季のことです、おそらくは伏見宮邦高親王妃となったという彼の娘が、奥書に言う「上臈局」のことかと思われる。

・また後補とみられる総角巻の奥には

此巻帖或人依/所望書写了/元禄十三年四月日

権中納言隆真(二四丁裏)

とあり、一二五丁表に「油小路中納言殿」と墨書した付箋を貼付する。この付箋が示すように「権中納言隆真」とは油小路中納言隆真のことだろう。『公卿補任』によれば、当時四一才、従二位権中納言である。また『京都名家墳墓録』によれば⁽¹²⁾、彼は前大納言隆貞卿の子。寛文六年侍従に補されて叙爵し、元禄十六年に権大納言、寛永二年に正二位に叙されたが、享保十四年病のため民部卿を辞し、同年閏九月に七十歳で薨去したといい、その碑文には「…天資寛柔、克孝克慈、敬以事上、又能愛物、素諳朝廷典故、問有從学者、諄々告諭、常好讀書、写字、得乃考之筆法…」と記されたという。

・行幸巻に「栄雅女二位殿と申／筆にて候と京山田／久海被申候／(川勝宗久は一位殿より古て前カあと也)」(○部分、後筆)の付箋が夾まれている。古筆家による正式な極めでは無く、走り書きのメモのようなものである。該書が女筆であることから、山田久海や川勝宗久といった古筆家等の意見を心覚えにメモしたものであろう。

・蔵書印は「紅梅文庫」(单郭朱文方印 前田善子)のみ。

(二)実隆文明本との関係

『実隆公記』は実隆が二十才を迎えた文明六年正月一日から始まっているが、それによれば、実隆が初めて自らの源氏本を書写し終えたのは文明十七年(一四八五)の時だったようで、日記には次のようにある。

閏三月二十一日 源氏物語五十四帖書写之功、今日終之。周備壹千万、令自愛者也

この時に完成した実隆本を本稿では「文明本」と呼んでいる。当該本については前稿で詳述したため本稿では略述するにとどめるが⁽¹³⁾、写し始めたのは文明十三年頃だったろうと思われる。時に実隆三十一才、官は権中納言で侍従を兼ねていた。そしてこの七日後の閏三月二十八日には、宗祇や肖柏を自邸に招いて源氏物語の講義を受け(午後招宗祇、肖柏同来。源氏物語葵巻読之)、以後この講義は翌年六月十八日まで、約十五ヶ月にわたって続くことになる。おそらく文明本はこの講義のために用意されたのだろう。また講義中は肖柏も自身の源氏本(肖柏本)を以て臨んだであらうから、講義を通じて文明本と肖柏本とが接することも多かつたものと思われる。

そして文明十九年(一四八七)、次の記事によれば、実隆は宗祇より青表紙正本箒木巻を見せられ、翌日校合している。校合したのはむろん家本であった文明本とだろう。

三月三十日 宗祇法師来。古今集聊申合之事。青表紙正本箒木巻令見之。感□者也。

四月一日 昼間箒木巻校合

このとき宗祇が持参したという青表紙正本なるものが、「四半本」だったのか「六半本」だったのか、それともまるで異なる混成本文だったのか、真偽の程は分からない。ただ状況的に考えて実隆がこの「青表紙正本」なるものを自身の文明本と対校したのは間違いなく、文明本にはその校合跡が残っていたはずである。そういう眼で紅梅本をみてみると、箒木には本行書写者の手になる五箇所の異文注記と幾つかの本文訂正の跡がある。

延徳元年(一四八九)、実隆は三十五才で権大納言へと昇進し、侍従職はそのまま兼帯した。

延徳二年十一月、実隆は宇治十帖を講読せよとの勅命を承けたようで、そのため彼は四日に宗祇を自邸に招いて予

行演習を行い、七日には文明本を持参して出仕し本番に臨んでいる。以後、宮中における実隆の講読は回を重ね延徳三年九月に終了するのだが、評判が高かったためか、一〇月には桐壺巻から改めて読み始めるようにとの仰せがあったようである。

延徳二年(一四九〇)

十一月四日 宗祇法師来。令読橋姫巻。昨日此事所望了、不及講釈只文字読計也。

十一月七日 午後参内。入夜於御学問所、宇治橋姫巻一帖読申之。親王御方御下姿、御参御聴聞。凡此事雖斟酌、去一日夜堅仰之間、愚本持参文字読計如形申之。其内少々義理随御尋申入了。

延徳三年(一四九一)

九月二十三日 今日当番及夜参内。今夜夢浮橋巻読申之。宇治十帖終功之条、公私大慶々々。自桐壺巻可読申之由勅定。此儀難治之由粗申入了。

十月二十四日 入夜桐壺巻読申之。此事先日度々雖被仰下、難治之由申之。雖然去十八日再三被仰之間、如形文字読申之者也。

このようにみてくると、実隆の文明本が朝廷で大きな関心と呼んでいたことが推測できる。実際、明応四年(一四九五)六月には伏見殿上臈から、翌年六月には参議姉小路家から、文明本をめぐってそれぞれ次のような依頼があった。

明応四年（一四九五）

六月二十八日 伏見殿上臈、源氏本五十四帖銘、今日染筆。

明応五年（一四九六）

六月十三日 姉小路羽林来。源氏物語可令新写愚本、可借請之由也。則四十三帖遣之。

六月十五日 濟繼朝臣送消息。源氏桐壺卷予可染筆之由、所望也。

明応六年（一四九七）

正月二十八日 姉小路羽林源氏物語新写五十四帖出来持来之、令一見了〔予先日書銘。以予本所写也。〕

明応四年の、伏見殿上臈局の源氏本のために五十四帖分の題字を揮毫したという記事が、紅梅本の本奥書と呼応するだろう。六月二十八日のこの記事は、文明本を全冊書写したために、せめて題字は実隆のものを欲したという文脈で理解できるからである。また翌年には姉小路基綱から書写のための文明本の借用依頼があり、嫡男濟繼からは桐壺巻だけは実隆が書写してくれるよう依頼状が届いた。この時の転写本も明応六年正月には無事完成したようである。

日記にはこの他にも「賀州松岡」なる人物（大名衆の一人か）に文明本の転写本を届けたこと、源氏講釈を聴聞すべく実隆邸に通っていた粟屋親榮（武家）に文明本の書写を許したことなどが記されている。それ以外にも、実隆の許には巻単位での書写の申し込みが多数あるのだが、これらは文明本の書写を依頼されたのか、それとも寄合書への参加を求められて他本の書写を依頼されたものか曖昧なものばかりで、本稿では割愛する。

ともあれ、実隆はこの文明本を用いて源氏系図の作成や第一次弄花抄の作成をおこなっており、彼が内大臣へと昇進して僅か二ヶ月で辞任した永正三年（一五〇六）という年の八月二十二日、甲斐国某に売却してしまうまで、実に

二十年余の長きに亘って愛用し続けたようである。

(三) 書陵部本との関係

さて、大納言時代の実隆本源氏物語といえ、有名な書陵部蔵三条西家証本(以下、書陵部本と略)がある。最後に紅梅本との関係について触れておこう。書陵部本には巻毎に校合奥書と実隆の花押とがあり、更に桐壺と夢浮橋には実隆の次のような奥書が花押と共に記されている。

・此物語五十四帖以青表

紙証本令書写校合 銘是

当代宸翰也 殊可謂珍奇可

秘藏々々

権大納言藤実隆(花押)

(桐壺卷)

・此物語以青表紙

証本終全部之書

写功者也

亜槐下拾遺小臣(花押)

(夢浮橋卷)

どちらの奥書にも「青表紙証本」を以て書写したとの文言が入っているために、同書は室町時代に伝わった青表紙本として注目を集めた一時期もあったのだが、その後の調査によって、玉鬘・匂兵部卿は河内本、須磨・梅枝・柏木・宿木は別本と判定されたため、現在では実隆の時代が本文的には如何に混迷した不遇な時代だったかを偲ばせる奥書となっているようである。

では明応四年に実隆文明本を転写した伏見殿上藤本、その系列をひく紅梅本と、この書陵部本とは、どのように拘わってくるのだろうか。

書陵部本に添付されている「各巻書写者目録」によれば、篝火巻は書陵部本のなかで唯一、実隆が物語本文の書写を担当した巻であった。そこでこの篝火巻で両本を比較すると、行取りや字母・漢字平仮名表記の相違こそあるものの、本文異同は一例も認められなかった。どうやら実隆は書陵部本の作成時、自身が当番にあたった篝火巻においては自身の本、すなわち文明本を書写したようである。

では他の巻はどうかといえば、第一に、各帖冒頭部分をみた限りでは、紅梅本は全冊青表紙本系であり、この点で河内本や別本を含む書陵部本とは大きく異なっている。第二に、前節で示した残存本文における諸本間の本文異同【表1・2・3】でも、三条西家諸本中（肖・紅・日）が同じような傾向を見せたのに対して、書陵部本のみ数値が飛び離れていた。紅梅本との関係で言えば、紅梅本が最も「六半本」に近似していたのに対して、書陵部本はその対極にあつて、両本は大きく乖離していた。第三に、残存本文における異同調査においては、書陵部本が紅梅本によって訂正された形跡などは見当たらなかったことも付け加えておく。

このようにみてくるならば、書陵部本の底本は文明本だったり、文明本では無かったり、つまり取り混ぜ本だったということになる。とはいえ、宸翰題簽まで押され「秘藏々々」と記された該書のこと、取り混ぜ本とはいえ、当時証

本とされていた家々の本文を集めての書写だったろうことは推測できる。

実隆の二十代は応仁の大乱で失われた禁裏本を補充すべく、所謂〔文明補充本〕の書写が励行された時代だった。ここでは各家に残っていた証本を集め、延臣等が分担書写し、底本通りに書写されたかを確認する校合作業も分担して行われたようであり、実隆もそれらに参加していた。また命じられて関係者が奥書を担当することもあったようである〔註〕。すると時代こそ下つたものの、書陵部本もまた、禁裏もしくは貴顕の許に収められるべく作成されたものであつて、当時青表紙証本と伝えられてきた家々の本文を貴族や文化人らで分担書写し、実隆はこうして書写されてきた本文が底本通りに写されているかどうかを校合し、かつ奥書を起草するよう命じられただけだったのであるまいか。

三条西家に於ける書陵部本の位相については前稿〔注3〕でも述べておいたが、実隆の奥書があることから従来は三条西家本と呼ばれ、実隆自身の源氏本と見做されてきた書陵部本ではあるが、肝心な三条西家の印記はどこにも捺されていない。各帖各筆の寄合書きでありながら、片面行数、和歌の書式、前遊紙一丁分をとつて起筆する、といった書写の様式が見事なまでに統一がとれており、書写者全員が執筆要領を遵守し、ある種の緊張感をもって書写に臨んでいたことが窺われる写本である。その目的が権大納言だった実隆の源氏本を作成するためのものだったら、果たして多くの参加者たちからここまで協力が得られたのだろうか。また良質で統一された本文料紙を用い、整然と装幀され、宸翰題簽まで押された書陵部本には、献上本といった趣きがあり、後代書き入れも殆ど観られないことから、大切に保管されてきた本文であることが分かる。書陵部本に実隆の主體的な関与を認めることには無理があるのではあるまいか。

以上をまとめよう。紅梅本を置くことによって見えてきた新しい地平は以下のようなになる。

- (一) 紅梅本によって、実隆最初の源氏本といえる文明本の全容がほぼ解明できるだろうこと。
- (二) 文明本は大島本以上に「六半本」に近いものであったらしいこと。
- (三) 文明本は書陵部本篝火巻の底本に用いられたが、書陵部本のなかには文明本とは無関係な巻々もあったこと。
- (四) 書陵部本は、おそらくは諸家に伝来されてきたさまざまな証本を集め、これらを底本として寄合書きされたもので、実隆は底本通りに書写されたかを全冊校閲し、奥書を起草する役割を果たしたこと。完成後は朝廷もしくは貴顕に献上され秘蔵されてきたようで、三条西家とは無縁だったこと。
- (五) かかる書陵部本を三条西家諸本の中に組み入れて扱うことは大いに疑問があること。

注

- (1) 拙稿「源氏物語青表紙本の行方―(四半本)と(六半本)のその後を追う―」(平成二十九年三月刊行予定、科学研究費基盤研究(C)報告書「源氏物語の新たな本文関係資料の整理とデータ化及び新提言に向けての共同研究」代表豊島秀範)投稿済み。
- (2) 池田亀鑑「源氏物語大成」(昭和五十四年(第八版)、中央公論社刊)巻七「研究資料篇」七八頁。以下同様。
- (3) 拙稿「三条西家源氏学における本文形成史(一)」(平成二十八年三月、文芸資料研究所「年報」三十五号)。
- (4) 注(2)五九頁。
- (5) 引用は『明月記』(明治四十四年 国書刊行会)による。但し割注部分は「」を冠し、旧字体は現行のものに改め、私に傍線・句読点・「」印等を補った。以下同様。
- (6) 阿部秋生「伝本状況について」(一九八六年 岩波書店刊『源氏物語の本文』)三七頁
- (7) 池田利夫「奥入」(昭和六十年 貴重本刊行会『日本古典文学影印叢刊19 奥入 原中最秘抄』)
- (8) 引用は、中田武司編『源氏物語古注集成II 岷江入楚 第一巻』(昭和五十五年 桜楓社)に拠った。但し改行は任意、句

読点や会話印も稿者による。

- (9) 引用は、続群書類従完成会編『実隆公記』（昭和五十四年第三刷）に拠った。但し私に句読点・傍線を施している。以下同様。
- (10) 伊井春樹「大島本源氏物語の本文―『源氏物語大成』底本の問題点―」（昭和六十三年五月、「詞林」第三号）。
- (11) 藤本孝二「大島本源氏物語の書誌的研究」（平成九年、角川書店刊『大島本 源氏物語 別巻』四八頁）。
- (12) 寺田貞次『京都名家墳墓録―附・略伝並に碑文集覧―』（昭和五十一年覆刻、村田書店）一四七頁。
- (13) 注（3）参照。
- (14) 酒井茂幸『禁裏本歌書の蔵書史的研究』（平成二十三年 思文閣出版）二七七頁。

〔付記〕

影印を掲載させていただいた日本近代文学会・古代学協会・東京古書会に篤く御礼申し上げます。